

【標準作業】



<p>予想される災害</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス溶断中に火花が落ち、可燃物に引火する。</li> <li>2 ガスボンベを運搬中、手が滑り足に落ち負傷する。</li> <li>3 溶接・溶断中、火花・火種等で手足を火傷する。</li> <li>4 シートパイルを切断中、シートパイルが転倒し負傷する。</li> <li>5 ホースが劣化して、ボンベに火が入る。</li> <li>6 溶断作業者が目を負傷する。</li> <li>7 ガスボンベが倒れて、作業員が足を負傷する。</li> <li>8 ガスボンベを炎天下で使用したので、ガスが噴き出して引火して火災事故が発生する。</li> </ol>
<p>防 止 対 策 (ポイント)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業前に消火器を設置し、可燃物を事前に撤去する。</li> <li>2 ボンベの移動は安全な方法で行う。(ボンベ台車等の使用)</li> <li>3 保護具着用を徹底する。(手袋、メガネ等)</li> <li>4 転倒防止措置を行う。(クレーン等による介しゃく)</li> <li>5 器具工具 (ホース類、安全弁、逆火防止装置等) の点検を実施する。</li> <li>6 保護メガネを使用する。</li> <li>7 ガスボンベは、立てて転倒しないよう措置をする。</li> <li>8 炎天下では、ガスボンベのガスが噴出さないよう日除けを設置する等の措置をする。</li> </ol>
<p>主な関係法令等</p>	<p>安衛則 2 6 2 条 (通風等が不十分な場所におけるガス溶接等の作業)                  安衛則 2 6 3 条 (ガス等の容器の取扱い)                  安衛則 3 8 9 条の 3 (ガス溶接等の作業を行う場合の火災防止措置)                  安衛則 3 8 9 条の 4 (防火担当者)                  安衛則 3 8 9 条の 5 (消火設備)                  安衛則 3 8 9 条の 6 (たて坑の建設の作業)</p>